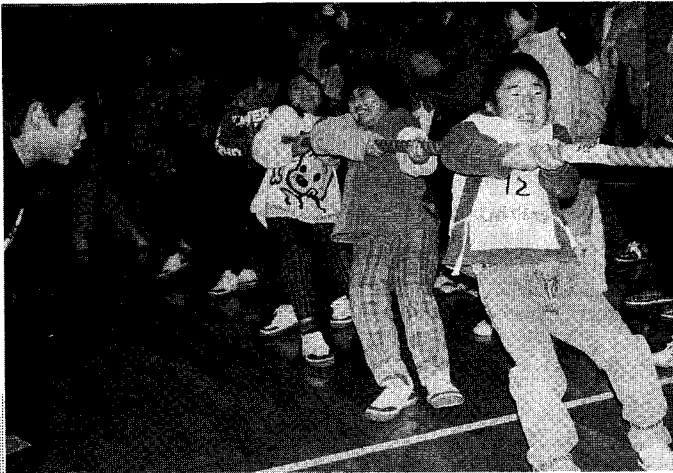


広報あかひ 3

No.398

■発行/赤池町役場〒822-11福岡県田川郡赤池町大字赤池 1146番地の1 ☎0947(28)2004 ■編集/総務課

★町の人口★10,373人(-30)男4,868人(-24)女5,505人(-6)世帯合計3,682(+47)平成8年1月31日現在()は前年同月との比較です



それ引け!

2月4日に開催された町民綱引き大会は、12地区より、一般男子、女子の部と、子どもの部に33チームが参加し、熱い戦いが繰り広げられました。強豪の3区チームは、女子の部と子どもの部で優勝しましたが、男子の部では、7区チームに敗れる波乱となりました。結果は一般男子は、9支所チームが優勝しました。

視点

平成七年十一月に、国会で「高齢社会対策基本法」が可決・成立した。国はこれまでも高齢化問題に対応してきたが、その基盤をもとに、社会のシステムを見直し、よりよい高齢化社会を目指すために同法が制定された。現在、各省庁内で議論が行われており、大綱が作成されることとなる。では、高齢社会対策基本法ができた社会的背景を見てみよう▼二十二年には国民の四人に一人が六十五歳以上。現在、六十五歳以上の総人口に占める割合は十四・一%（赤池町は十七%台）である。今後高齢化率は平均寿命の伸びや出生数の減少により上昇を続け、厚生省の将来推計人口によると、二十二年には、総人口に占めるお年寄りの割合は二十五・五%。つまり四人に一人以上が六十五歳以上のお年寄りとなる社会がくるのだ。▼働きたいのに働けない!総理府のデータで、「六十歳以降でも働きたい」と答えた人が五十九・五%であるが、雇用や就業は厳しく、意欲や能力があっても機会が少ないのが現状である▼地域活動の受け皿がない!同じ総理府のデータで、四十六・六%の人が地域活動に参加したいと答えているが、現在は、知識や技術を発揮できる場が少ないのが現状である。▼高度福祉社会づくりの鍵をにぎるのは地域での取り組みである。